

内部監査・外部監査のためのチェックリスト（改正金融庁ガイドライン対応）

執筆者：渡邊雅之

* 本チェックリストに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

第1. 金融庁ガイドライン関連
1. リスクの特定
新サービスの導入にあたって、リスクの検証、その提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスクの管理態勢の有効性を含めマネロン・テロ資金供与リスクを検証すること(金融庁ガイドライン II-2(1)【対応が求められる事項】④)
①文書化されているか ②担当者に教育・訓練・周知されているか ③実際に行われているか ④行われている場合どのように行われているか
2. リスクの評価
リスクの評価にあたって、疑わしい取引の届出状況等を分析すること(金融庁ガイドライン II-2(2)【対応が求められる事項】②)。
①文書化されているか ②担当者に教育・訓練・周知されているか ③実際に行われているか ④行われている場合どのように行われているか
疑わしい取引の届出の状況等の分析に当たっては、届出件数等の定量情報について、部門・拠点・届出要因・検知シナリオ別等に行うなど、リスクの評価に活用すること(金融庁ガイドライン II-2(2)【対応が求められる事項】③)。
①文書化されているか ②担当者に教育・訓練・周知されているか ③実際に行われているか ④行われている場合どのように行われているか
3. リスクの低減:顧客管理

「リスクに応じた」顧客管理、厳格な顧客管理(EDD)、簡素な顧客管理(SDD)を行うこととされているか(金融庁ガイドライン II-2(3)(ii)【対応が求められる事項】④、⑦、⑨)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果(II-2(2)で行うリスク評価)を踏まえて、**全ての顧客について顧客リスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判断すること**(金融庁ガイドライン II-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑥)【=全ての顧客について、顧客類型ごとのリスク評価ではなく、顧客ごとにリスク評価をしているか】

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

当該顧客と属性等が類似する他の顧客につき、**顧客リスク評価の厳格化等が必要でない**か検討すること(金融庁ガイドライン II-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑥)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではないなどのリスクが高い取引等について、取引開始前又は多額の取引等に際し、**営業実態や所在地等を把握するなど追加的な措置を講ずること**(金融庁ガイドライン II-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑧)【完全追加項目】

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る数居値を上げたり、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること(金融庁ガイドライン II-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑨)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

「継続的な顧客管理」として、取引類型や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること(金融庁ガイドライン II-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑩イ) (「顧客類型」から「顧客属性」に改正)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

「継続的な顧客管理」として、各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な顧客情報の確認に加え、定期的な確認に関しても、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること(金融庁ガイドライン II-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑩二)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

継続的な顧客管理の頻度を、高リスク先については1年に1度、中リスク先については2年に1度、低リスク先については3年に1度といった頻度で情報更新を行うこととしているか(FAQ62 頁 Q8)。

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

4. 取引モニタリング

疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知するため、**自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること**(金融庁ガイドライン II-2 (3)(iii)①イ)

①文書化されているか(以下の要素を含む)

- ・**リスクに応じて適用するシナリオや敷居値を異にする対応**
- ・**高リスク顧客に対するシナリオ・低リスク顧客に対するシナリオをリスクに応じてそれぞれ適用**
- ・**適用するシナリオについては、画一的に適用する基本シナリオと一部リスクに応じた専用シナリオも可能**
- ・**シナリオ・敷居値の有効性の検討・検証の計画**

②上記①が IT システムに導入されているか

③担当者に教育・訓練・周知されているか

④実際に行われているか

⑤行われている場合どのように行われているか

※「**自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること**」とは、「取引モニタリングに当たっては、画一的なシナリオや敷居値によって不公正取引の疑いがある取引を検知するのではなく、**リスクに応じて、適用するシナリオや敷居値を異にする対応**を求めています。例えば、**高リスク顧客に対するシナリオと低リスク顧客に対するシナリオを、リスクに応じてそれぞれ適用する**など、画一的なシナリオ適用にならないように求めているものです。ただし、**適用するシナリオを、全てリスクに応じて専用シナリオに変更しなければならないわけではなく、画一的に適用する基本シナリオと一部リスクに応じた専用シナリオを適用するという対応も可能**と考えます。

なお、上記内容を実現するための検討、検証期間は必要と考えられますので、**適切な計画を策定した上、当該検討等を実施すること、シナリオや敷居値の有効性について、定期的に見直しを行うことが重要**であると考えます。」

上記の基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした**取引の特徴(業種・地域等)や現行の抽出基準(シナリオ・敷居値等)の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること**(金融庁ガイドライン II-2(3)(iii)①口)

①文書化されているか(下記を含む)

(i)取引モニタリングで検知した取引、疑わしい取引の届出に至った取引について、共通した取引の特徴(業種・地域等)及び抽出基準(シナリオ・敷居値等)を確認することとされているか

(ii)より多くの疑わしい取引の届出につながった取引の特徴や抽出基準とそれ以外を特定しているか

(iii)有効な取引の特徴や抽出基準の改善余地の検証、それ以外については、有効なものと同様に改善の余地がないか検証しているか

(iv)誤検知率を踏まえ、廃止する必要性の検討を実施し、より有効な取引の形態、抽出基準を特定する取組みを継続的に実施することとしているか

(v)誤検知率を踏まえ、廃止する必要性の検討を実施し、より有効な取引の形態、抽出基準を特定する取組みを継続的に実施することが求められています。また、同一パターンの誤検知について、一定期間検知しないような手法(サプレッション)を導入しているか

(v)サプレッションを導入する場合には、その設定において、顧客属性の変化や時間の経過とともに、本来検知すべきものが検知されないような設定になっていないかなど、その適切性について定期的に検証することとされているか

②上記①が IT システムに導入されているか

③担当者に教育・訓練・周知されているか

④実際に行われているか

⑤行われている場合どのように行われているか

※「**取引の特徴(業種・地域等)や現行の抽出基準(シナリオ・敷居値等)の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること**」とは、「**取引モニタリングで検知した取引、疑わしい取引の届出に至った取引について、共通した取引の特徴(業種・地域等)及び抽出基準(シナリオ・敷居値等)を確認することに加えて、より多くの疑わしい取引の届出につながった取引の特徴や抽出基準とそれ以外を特定し、有効な取引の特徴や抽出基準の改善余地の検証、それ以外については、有効なものと同様に改善の余地がないか検証**をするとともに、**誤検知率を踏まえ、廃止する必要性の検討を実施し、より有効な取引の形態、抽出基準を特定する取組みを継続的に実施することが求められています。また、同一パターンの誤検知について、一定期間検知しないような手法(サプレッション)も考えられます。なお、サプレッションを導入する場合には、その設定において、顧客属性の変化や時間の経過とともに、本来検知すべきものが検知されないような設定になっていないかなど、その適切性について定期的に検証することが必要です。**」とされている(FAQ69・70 頁 Q2)

取引モニタリングの誤検知率はどの程度か？(FATF 第4次対日相互審査報告書)

※取引モニタリングにつき、誤検知の平均比率が最大 99%にのぼっていることから、検知の指標が単に、基本的なトリガー基準(シナリオ)および敷居値に関連しているだけで、不適切に設定されている。取引パターンやマネロン・テロ資金供与の検知シナリオが含まれるべきであるとされている。

5. 取引フィルタリング

以下を含む「**取引フィルタリングに関する適切な体制を構築・整備**」しているか(金融庁ガイドライン II-2(3)(iii)②)

①制裁対象者や制裁対象地域について、アルファベットで複数の表記方法があり得る場合には、スペリングの違いについて幅をもって検索できる「**あいまい検索機能**」の適切な設定をしているか

②他の顧客の継続的顧客管理措置や取引モニタリング、取引フィルタリング、疑わしい取引の届出調査の過程で把握した情報や公知情報等から入手した取引不可先情報を照合リストに追加しているか

③システムの検知し深堀調査を行うためのキーワード等(制裁対象国・地域や制裁対象者でないものの、リスクの高い特定の国・地域名や氏名、団体名等)を照合リストに追加しているか

※FAQ71 頁 Q1 では、「例えば、制裁対象者や制裁対象地域について、アルファベットで複数の表記方法があり得る場合には、スペリングの違いについて幅をもって検索できる「**あいまい検索機能**」の適切な設定に加えて、**制裁リストに複数の名称を登録**することのほか、**他の顧客の継続的顧客管理措置や取引モニタリング、取引フィルタリング、疑わしい取引の届出調査の過程で把握した情報や公知情報等から入手した取引不可先情報**や、**システムの検知し深堀調査を行うためのキーワード等(制裁対象国・地域や制裁対象者でないものの、リスクの高い特定の国・地域名や氏名、団体名等)を金融機関独自の照合リストに追加**することなどにより、制裁対象取引に関するリスク管理やリスクに応じた調査を適切に行うことなどが含まれると考えます。」とされている。

取引の内容(送金先、取引関係者(その実質的支配者を含む)、輸出入品目等)について照合対象となる制裁リストが最新のものとなっているか、及び**制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な設定となっている**かを検証するなど、的確な運用を図ること(金融庁ガイドライン II-2(3)(iii)②イ)

①文書化されているか(以下のものが含まれているか)

・取扱業務や顧客層を踏まえて、取引フィルタリングシステムのあいまい検索機能の設定を適切に行うよう、定期的に調整すること

②上記①が IT システムに導入されているか

③担当者に教育・訓練・周知されているか

④実際に行われているか

⑤行われている場合どのように行われているか

※「**制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な基準となっている**」とは、**取扱業務や顧客層を踏まえて、取引フィルタリングシステムのあいまい検索機能の設定を適切に行うよう、定期的に調整すること**を想定している(FAQ71 頁 Q2)。

国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、**遅滞なく照合**するなど、**国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置**を講ずること

(金融庁ガイドライン II-2(3)(iii)②ロ)

①文書化されているか(以下が含まれているか)

(i)数時間、遅くとも 24 時間以内に自らの制裁リストに取り込み、取引フィルタリングを行い、各金融機関等において既存顧客との差分照合が直ちに実施されることとしているか

(ii)国内の制裁については、法令等遵守と同様の対応について未然防止措置を講じているか

(iii)国外の制裁については、制裁適用の要件を十分に確認し、必要な対応を検討することが求められており、金融機関等自らのリスク評価に従い、特に、取引量、営業地域や経営戦略を踏まえて、適宜適切に未然防止措置を講じているか

(iv)自らのリスク評価に従い、特に、取引量、営業地域や経営戦略を踏まえて、適宜適切に未然防止措置を講じているか

(v)国外の制裁については、制裁適用の要件を十分に確認し、必要な対応を検討しているか

②上記①が IT システムに導入されているか

③担当者に教育・訓練・周知されているか

④実際に行われているか

⑤行われている場合どのように行われているか

※「**遅滞なく照合**」とは、国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、金融機関等は、**数時間、遅くとも 24 時間以内**に自らの制裁リストに取り込み、取引フィルタリングを行い、各金融機関等において既存顧客との差分照合が直ちに実施される態勢を求めている。(FAQ72 頁 Q3)

「**国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置**」については、「**国内の制裁**については、**法令等遵守と同様の対応**が必要と考えられ、**未然防止措置を講ずる必要**があります。**国外の制裁**に関しては、**制裁適用の要件を十分に確認し、必要な対応を検討**することが求められており、金融機関等**自らのリスク評価**に従い、特に、**取引量、営業地域や経営戦略を踏まえて、適宜適切に未然防止措置を講ずる**ことが考えられます。なお、**国外の制裁**については、**制裁適用の要件を十分に確認し、必要な対応を検討**することが求められます。」とされている(FAQ71 頁 Q3)。

6. 疑わしい取引の届出

疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、**疑わしい取引の参考事例、自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ、外国 PEPs 該当性、顧客属性、当該顧客が行っている事業、顧客属性・事業**に照らした取引金額・回数等の取引態様、**取引に係る国・地域**その他の事情を考慮すること(金融庁ガイドライン II-2(3)(v)【対応が求められる事項】①)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

疑わしい取引の届出を契機にリスクが高いと判断した顧客について、**顧客リスク評価を見直すとともに、当該リスク評価に見合った低減措置を適切に実施すること**(金融庁ガイドライン II-2(3)(v)【対応が求められる事項】⑦)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

※届出をした顧客は高リスク先として顧客リスク評価を実施・見直す必要あり(FAQ81 頁 Q)

7. IT システムの活用

取引モニタリングシステムについて、大量の取引の中から、異常な取引を自動的かつ迅速に検知することや、その前提となるシナリオや敷居値をリスクに応じて柔軟に設定、変更等することが可能であるか。(金融庁ガイドライン II-2(3)(vi))

経営陣は、マネロン・テロ資金供与のリスク管理に係る業務負担を分析し、より効率的かつ迅速に行うために、IT システムの活用の可能性を検討しているか(金融庁ガイドライン II-2(3)(vi)【対応が求められる事項】②)

マネロン・テロ資金供与対策に係る IT システムの導入に当たっては、IT システムの設計・運用等が、**マネロン・テロ資金供与リスクの動向に的確に対応し、自らが行うリスク管理に見合ったものとなっているか検証**するとともに、**導入後も定期的に検証し、検証結果を踏まえて必要に応じ改善を図ること**としているか(金融庁ガイドライン II-2(3)(vi)【対応が求められる事項】③)

➡外部監査を活用する場合も取引モニタリングのシナリオ・敷居値等について誤検知率や誤検知の内容を踏まえて検証が必要

※「定期的に検証」とは、例えば、**第3線の内部監査部門が独立した立場から実施すること**や**外部知見の活用**が考えられますが、定期的な有効性検証の主体については、各金融機関等の組織構造等に応じて、個別具体的に判断することになります。また、実施方法につ

いては、例えば、取引モニタリングシステムにおけるシナリオ・数居値等について、誤検知率や誤検知の内容等も踏まえた上で、各金融機関等の業務やリスクの特性を的確に捉えているかを検証することが考えられます。(FAQ84 頁 Q)

8. 海外送金等を行う場合の留意点

コルレス先や委託元金融機関等について、所在する国・地域、顧客属性、業務内容、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢、現地当局の監督のスタンス等を踏まえた上でリスク評価を行っているか。当該金融機関のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合には、コルレス先や委託元金融機関等を監視して確認した情報等を踏まえ、リスク評価を見直すこととされているか。(金融庁ガイドライン II-2(4)(i)【対応が求められる事項】

④)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

コルレス先や委託元金融機関等の監視に当たって、上記のリスク評価等において、特にリスクが高いと判断した場合には、必要に応じて、当該金融機関をモニタリングし、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の実態を確認することとされているか(金融庁ガイドライン II-2(4)(i)【対応が求められる事項】⑤)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか
- ④行われている場合どのように行われているか

送金人及び受取人が自らの直接の顧客でない場合であっても、制裁リスト等との照合のみならず、コルレス先や委託元金融機関等と連携しながら、リスクに応じた厳格な顧客管理を行うことを必要に応じて検討することとしているか(金融庁ガイドライン II-2(4)(i)【対応が求められる事項】⑧)

- ①文書化されているか
- ②担当者に教育・訓練・周知されているか
- ③実際に行われているか

④行われている場合どのように行われているか
<p>輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等がこうしたリスクにも直面していることを踏まえながら、特有のリスクの特定・評価・低減を的確に行っているか。(金融庁ガイドライン II-2(4)(ii)【対応が求められる事項】①)</p> <p>①文書化されているか</p> <p>②担当者に教育・訓練・周知されているか</p> <p>③実際に行われているか</p> <p>④行われている場合どのように行われているか</p>
10. マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCA)
<p>リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、リスク低減措置の改善や当該リスクの許容度や金融機関等への影響に応じて、取扱いの有無を含めた更なる措置の実施の必要性につき検討しているか</p> <p>①文書化されているか</p> <p>②担当者に教育・訓練・周知されているか</p> <p>③実際に行われているか</p> <p>④行われている場合どのように行われているか</p>
<p>マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の見直しや検証等について外部専門家等のレビューを受ける際には、検証項目に照らして、外部専門家等の適切性や能力について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告しその承認を得ているか</p>
<p>必要に応じ、外部専門家等の適切性や能力について、内部監査部門が事後検証を行っているか</p>
11. 経営陣の関与・理解
<p>マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与があること(金融庁ガイドライン III-2【対応が求められる事項】⑥)</p> <p>①文書化されているか</p> <p>②担当者に教育・訓練・周知されているか</p> <p>③実際に行われているか</p> <p>④行われている場合どのように行われているか</p>